

佐久平駅南土地区画整理事業 施行者（組合）管理地の使用許可申請について

事業期間中に佐久平駅南土地区画整理事業の施行者（組合）管理地を使用する場合は、組合の許可が必要となります。

1 施行者管理地とは？

- 使用又は収益を開始する前の仮換地
- 保留地（保留地買受人が使用又は収益を開始する日までの間に限る。）
- 道路用地（将来の管理者である県又は市に引き継がれていない部分に限る。）
- 道路用地以外の公共施設の用地（将来の管理者である県又は市に引き継がれていない部分に限る。）

2 許可が必要なもの

電柱、電線、街路灯、標識、看板、水道管、ガス管、下水道管、建築物の足場、宅内雨水排水の道路側溝接続管 等

3 申請書について

道路用地及び道路用地以外の公共施設の用地を使用する場合は、事前に将来の管理者となる県又は市へ意見書の交付申請を行い、発行された意見書を添付した上で、佐久平駅南土地区画整理組合へ申請を行います。

県又は市への意見書交付申請の添付書類として、組合に提出する施行者管理地使用許可申請書類一式の写しが必要です。

【組合への申請に必要な書類】

- 施行者管理地使用許可申請書
添付書類：案内図・平面図・三斜丈量図・公図写・縦断面図・道路復旧図・構造 等
- 県又は市発行の意見書

4 工事着工・完了時の届け出について

工事に着工しようとする時は着工届を提出してください。

また、工事が完了した時は完了届を提出してください。